

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

▶ 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 民事保全の利用による効用と責任

3 シンガポールの会社の清算手続

民事保全の利用による効用と責任

若杉洋一 Yoichi Wakasugi

PROFILEMENTS •

1 効用

仮差押え及び仮処分をあわせて民事保全といいます。民 事保全は、将来の強制執行に備えて対象となる資産を固定 するため、又は権利確定までの間に生じる著しい損害を避け るために利用されています。「仮差押え」は、例えば、売掛金 を回収するために訴訟をしている間に、買主が自己の資産を 処分・隠匿してしまうことを防ぐために、予め買主の資産を仮 に差し押さえて処分を禁止するものです。仮処分には係争物 に関する仮処分と仮の地位を定める仮処分とがあり、「係争 物に関する仮処分」は、建売住宅の代金を支払ったのに引き 渡してもらえないので引渡しを求めて訴訟をしている間に、 売主が当該住宅を第三者に売却してしまうことを避けるた め、予め建売住宅を処分することを仮に禁止するもの、「仮の 地位を定める仮処分」は、解雇無効を争うが、訴訟の結果を 待ったのではその間の生活に窮する場合に、予め、仮に労 働者の地位にあることを確認し、賃金の支払いを命ずるもの です。

また、先月号で取り上げたように、タイミングよく仮差押えすることによって有利に債権回収を進めることができる場合があり、これも民事保全の効用の一つと言えます。私も、債務者が、所有する不動産を売却するという情報を得て、直ちに当該不動産に対する仮差押えを行い、仮差押えの取下げと引き換えに債権を全額回収したことがあります。

さらに、仮の地位を定める仮処分を申し立てると、審尋が行われ、申立てされた債務者も裁判所に出頭し、申立てをした債権者と主張と疎明を戦わせることになりますが、この審尋の場を利用して、債務者と交渉し、仮処分に至らなくても、適

宜、和解にて紛争を解決することが期待できる場合もあります。私も、契約を履行しない相手に対して、仮に履行する旨の仮処分を申し立て、裁判所の仲介も得ながら審尋の場で債務者と交渉し、若干の条件改定をしたものの、契約の履行を得られたことがあります。これもまた民事保全の効用の一つと言えるでしょう。

2 責任

仮差押えや仮処分を受けた債務者は、例えば仮差押えを 受けると当該資産を処分できなくなるなど、自己の権利行使 を制限されることになります。しかし、民事保全は、仮の判断 であることから、後に、その要件である被保全権利の存在や 保全の必要性が否定され、取り消されることがあります。また 権利確定を求める訴訟(本案訴訟)において被保全権利の 存在が否定されることもあります。このような場合、仮差押等 は違法になされたものとなり、それにより損害を被った債務者 は、仮差押等を申し立てた債権者に対してその賠償を求める ことができます。

民事保全を申し立てる者は、債務者に不測の損害を被らせることのないよう、被保全債権及び保全の必要性の有無に関する事情を調査、検討して、要件に欠ける申立てを避けるべき信義則上の義務を負います。被保全権利又は保全の必要性が存在しないことを認識し又は認識することができたのに、民事保全を申し立てて債務者に損害を与えた場合には、債務者に対する不法行為」が成立します。

民事保全を申し立てる際には、こうした損害賠償義務を負う ことがあることを理解しておく必要があります。なお、民事保

1:債権者の責任は過失責任です。これに対し、仮執行宣言付き判決が、控訴等により結論が覆った場合に、仮執行宣言に基づいて失効した者の責任は無過失責任と解されています (民事訴訟法260条2項)。

全の決定に際しては原則として担保提供を求められますが、 損害賠償義務がこの担保額に限定されることはありません。 過失の認定については、次のように解されています。すなわ ち、民事保全が被保全権利の存在や保全の必要性が否定さ れて取り消された場合、又は本案訴訟において被保全権利 の存在が否定された場合、他に特段の事情がないかぎり、民 事保全の申立人において過失があったものと推認²するのが 相当であるが、申立人において、その挙に出るについて相当 な事由があった場合には、取消等の一事によって当然に過 失があったということはできない(最判昭和43年12月24 日)。

不法行為責任が認められた事例としては、必要な取締役会 の承認を欠き、又は権限を濫用して会社代表者が裏書したこ とによる手形債務を被保全債権として、会社に対して仮差押 えを申し立てた者が、実は当該裏書が取締役会の承認を欠 くことにつき悪意で、かつ代表者の権限濫用につき悪意又は 知り得べきであったと判断され、その後に保全異議で取り消 された仮差押えにつき、会社に対して不法行為責任を負うと したものがあります(東京高判平成26年5月22日)。また、債 務者の営業状態に不安があることをうかがわせる事情も、債 務者の経済的信用性について疑問を抱かせる具体的な事情 の存在を信じたとしてもやむを得ないと認められる事情もな く、むしろ、債権者自身、債務者の資力に不安があるとは考 えていなかったので、提訴前に仮差押えや提訴において仮 執行宣言を求めなかったという事案で、保全の必要性がない ことについて過失が認められた事案もあります(一審判決後 に仮差押えがなされた事例。大阪高判平成29年4月21日。 最判平成31年3月7日の原審)。

逆に、不法行為責任が認められなかった事例としては、会社の取締役が会社の営業と競合する事業を個人として営んでいたため、仮処分申請を本来は取締役個人に対して行うべきところを、当該会社を相手に申請してしまったという事案について、この当事者間違いをもって申立人に過失があったとは言えないと判断された事例や(最判昭和43年12月24日)、競業禁止契約に基づく競業禁止債権を被保全権利とする営業禁止の仮処分を、同契約の当事者にだけでなく、同人に名義を貸し、同人の契約違反に加担していた第三者に対しても行った事案について、当該第三者の加担状況に照らすと、競業禁止契約に基づく権利実現を目的としたものとして無理からぬところであって、過失があるとは言えず、むしろ過失の推定を覆すに足りる特段の事情があると判断された事例があります(最判昭和57年7月1日)。

概観すると、民事保全が後に違法となった場合に不法行為 責任が認められるのは、被保全権利や保全の必要性が存在 しないことにつき債権者の故意が認められるような事案です。 民事保全の相手方を間違えた事案でさえ、過失が認められ なかった事案もあります。

提訴が不法行為となるかどうかについては、訴訟において 提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠 を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら、又は 通常人であれば容易に知り得たのにあえて提訴したといった 場合に不法行為責任が認められると判断する最判昭和63年 1月26日があります。

弁護士としては、疎明資料を精査した上で被保全権利と保 全の必要性が存在すると判断される限りには、民事保全の利 用を抑制的になる必要はないと考えています。

2:保全の必要性については、債務者の領域にある具体的事実のうち合理的な調査で得られたものをもって疎明せざるを得ないという特性上、申立人の過失は推定されないと解する立場もあります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

▼ 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理手続 ~中小企業が法的整理に至っても経営者の保証債務は 破産以外の方法で整理し得ることをご存知ですか~



1 はじめに

中小企業庁は、2019年6月26日、中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。)が実施する「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理手順である「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」(以下「整理手順」といいます。)及び同Q&A(以下「整理手順Q&A」といいます。)を改訂しました。この改訂では、中小企業経営者の保証債務のみを整理する場合の相談・申請の手続が見直され、また関係者からの関心が高い事項の取扱いが明確化されました。今後、今回の改訂を一つの契機として、「単独型」におけるガイドラインの活用が従来よりも増えることが予想されるため、本稿では、私的整理に基づく中小企業経営者の保証債務の整理手続を概観し、とりわけ協議会を利用した「単独型」での保証債務の整理手続のポイントを説明します。

2 保証債務の整理の必要性

中小企業では経営への規律付けや信用補完のために経営者による個人保証がされることが多くありますが、中小企業の主たる債務だけを整理しても、それだけでは経営者の保証債務は消滅しません。そのため、中小企業の主たる債務を整理する場合、経営者の保証債務も併せて整理する必要があります。この経営者の保証債務の整理方法の一般準則等を定めたものが「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)であり、特に協議会を利用して経営者の保証債務を整理する場合の手続や実務上の留意事項をまとめたものが、上述の整理手順や整理手順Q&Aです。

3 一体型と単独型

経営者がガイドラインに基づき保証債務を整理する方法として、①「一体型」と②「単独型」の2種類があります。

前者の「一体型」とは、主たる債務と保証債務の一体整理を 図る場合を指します。具体的には、中小企業の主たる債務を 整理するのと同じ私的整理手続中で経営者の保証債務も一 体的に免除を受ける場合等です。他方、後者の「単独型」は保 証債務のみを整理する場合を指し、主たる債務者である法人 の破産・民事再生等の法的債務整理手続が先行する場合に おいて、残った経営者の保証債務のみを私的整理手続にお いて整理する場合等です。

ガイドラインにおいては、主たる債務の整理に当たって、準則型私的整理手続を利用する場合は、保証債務の整理についても同じ手続において一体処理することが原則とされており、「一体型」が原則類型といえますが、主たる債務について破産・民事再生等の法的債務整理手続が申し立てられている場合には、「単独型」によることになります。

どちらも中小企業経営者の保証債務を整理する点では共通 しますが、「一体型」は主たる債務者である中小企業が法的債 務整理手続に至っていないのに対し、「単独型」では既に主た る債務者自体が法的債務整理手続に至っており、主たる債務 者の債務整理手続の進行の度合いにおいて違いがあります。

4 ガイドライン利用のメリット

ガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理する場合、破産手続により保証債務を整理する場合と比べて、以下のようなメリットがあります(このメリットは一体型・単独型に共通のものです)。

まず、一定の要件を満たし、全ての対象債権者(主に金融機関)の同意を得られれば、経営者の個人財産のうち、

- ① 破産手続における自由財産に相当する財産
- ② 一定期間の生計費に相当する預貯金
- ③ 華美でない自宅不動産

を残すことができる場合があります。特に破産手続とは異なり、上記②や③が残存資産(インセンティブ資産)として認められることはガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理する大きなメリットです。なお、かかるメリットの付与には、経営者である保証人による早期の事業再生等の着手の決断により、主たる債務者である法人の事業価値の劣化を防ぐなど、債権者にとっても経済的な合理性(回収見込額の増加)が認められることから、事業再生等に対する経営者の適時適切な判断への動機付け(インセンティブ)という意味合いがあります。そのため、上記②や③の残存資産(インセンティブ資産)は、経営者である保証人が早期に主たる債務者の事業再生等に着手したことによる債権者の回収見込額の増加額が上限とされています。

また、自由財産の範囲を超える財産がない場合であっても、ガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理すれば、破産手続とは異なり、信用情報機関への事故情報(いわゆるブラックリスト)の登録がなされない運用となっています。そのため、保証人は、クレジットカードの利用を継続できる運用となっており、また各種借入れ・ローンの新規契約が非常に困難になるという事態を回避できるとされているなどのメリットを享受できます。

なお、ガイドラインに基づく私的整理によって保証債務を整理するには、主たる債務者が法的債務整理手続の開始申立て又は準則型私的整理手続の申立てを現に行い、又はこれらの手続が係属し、若しくは既に終結していることが要件です。また、主たる債務の整理手続が終結する前に、保証債務の整理が開始されなければ、上記②、③の財産を残すことはできないため注意する必要があります。

5 整理手順·整理手順Q&Aの改訂内容

今回の整理手順・整理手順Q&Aの改訂の主な内容は、① 単独型の利用申請書の新設、②相談申込書及び利用申請書 を記入する際のチェックリストの追加、③窓口相談における手 続の明確化、④その他関係者の関心が高い事項の取扱いの 明確化等です。

従来から、協議会において、ガイドラインに基づき、単独型で保証債務の整理を行う事例自体はありましたが、主たる債務者である法人が法的債務整理手続に入った局面では、保証人である経営者は破産することが通常であるといった考え方が一部の債権者等の間にあり、協議会において単独型で保証債務が整理された件数はそれほど多くありませんでした。しかしながら、今回の改訂は、主たる債務者である法人が法的債務整理手続に入った局面においても、一定の要件を満たす保証人については、破産以外の方法で保証債務を整理する門戸が開かれていることを再確認するものであり、その活用は経営者の再チャレンジを促す意味で大きな意義があるといえます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

▶ 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

シンガポールの会社の清算手続

丸山貴之 Takayuki Maruyama

PROFILEはこちら 📀

1 シンガポールの会社の清算手続

シンガポール法上、シンガポールの会社を清算する手続と しては、任意清算手続(voluntary winding up)と裁判所によ る清算手続(winding up by Court)とがあります。

任意清算手続は、株主総会にて清算決議を行うことにより 開始されるものですが、支払能力を有する会社において利 用される株主による任意清算手続(members' voluntary winding-up)と、支払能力を有しない会社において利用され る債権者による任意清算手続(creditors' voluntary winding-up)とがあります。

裁判所による清算手続は、支払不能、事業を停止して1年 以上が経過している等、法の定める事由のいずれかに該当 する会社につき、裁判所の関与の下で行われる清算手続で す。

また、事業を停止しており資産負債を有しない等の一定の 要件を充足する会社につき、登記を抹消することにより会社 を閉鎖する手続であるストライクオフという手続もあります。

本稿においては、これらの手続の概要につき、紹介したい と思います。

2 清算手続

(1) 株主による任意清算手続

株主による任意清算手続は、債務を完済できる会社が利用する清算手続であり、会社の取締役(2名以上の取締役がいる場合には過半数の取締役)は、清算開始から12カ月以内に債務をすべて弁済できる旨の宣言を行い、これをシンガポールの会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority、「ACRA」との略称で呼ばれていま

す。) にファイリングすることが要求されます。

かかるファイリングから5週間以内に、株主総会にて清算の特別決議を行い、当該決議につき、7日以内にACRAにファイリングし、10日以内に少なくとも一つの新聞に公告する必要があります。清算人は、株主総会にて選任されます。

(2) 債権者による任意清算手続

会社に支払能力がなく支払能力宣言が行われない場合に は、株主による任意清算手続は利用できず、債権者による任 意清算手続によることになります。

債権者による任意清算手続では、株主による任意清算手続と同様に、株主総会特別決議にて清算決議を行いますが、株主総会と同日又はその翌日に、債権者集会が開催されます。債権者集会の招集は、債権者集会開催の7日前までに、全ての債権者及び債権額を記載した書面とともに、債権者に対し郵便で通知をすることにより行われ、またかかる通知は新聞に公告されます。債権者集会には取締役1名及びセクレタリーが参加し、会社の状況や清算に至る経緯を説明します。

清算人は株主総会にて選任されます。但し、債権者集会で 異なる者が清算人に選任された場合、債権者集会で選任さ れた者が清算人となります。

(3) 裁判所による清算手続

強制清算は、会社自身や債権者等が裁判所に申立てを行 うことができるものとされています。裁判所は、会社がその債 務の支払いができない場合、事業を停止して1年以上が経過 している場合、強制清算を行う旨の株主総会特別決議がなさ

れた場合、裁判所が会社を清算することが公正かつ公平 (just and equitable)と考える場合等、法の定める事由のいずれかに該当する場合に清算の決定をします。清算人は、裁判所が選任します。

(4) 清算手続の流れ

清算手続においては、債権者が債権届出を行い、清算人が債権認否を行います。清算人は、資産を換価し、債権者に対し配当を行います。債権者への配当では、清算手続に必要な費用、従業員の給与、税金等、一定の債権が優先的に支払われ、その後に無担保の一般債権につき支払がなされます。債権者への配当後に残余財産があれば、株主に対し分配されます。担保権は清算手続により影響を受けず、担保権付債権は担保権の実行により回収されます。

株主による任意清算手続では、配当実施後に株主総会が 開催され、清算人は清算手続や資産処分について報告しま す。債権者による任意清算手続では、株主総会に加え、債 権者集会も開催され、同様の報告がなされます。株主総会後 7日以内に株主総会開催の報告書がACRAに登記され、登 記後3カ月で会社は解散します。

裁判所による清算手続では、清算人が配当実施後に裁判 所に会社解散の申立てを行い、裁判所が解散の決定を行う ことにより会社は解散します。

3 ストライクオフ

(1) 申請要件

ストライクオフは、事業を停止しており、資産も債務もなく、 資産の換価や配当といった手続が必要のない会社において 利用される手続であり、その申請には、以下の要件を充足し ていることが要求されます。

- ① 事業を停止していること
- ② 申請日現在、資産・債務がなく、将来発生する偶発資産・偶発債務がないこと
 - ③ 過半数の株主による書面同意
 - ④ 全取締役の同意
 - ⑤ 直近の未監査のBSの提出
- ⑥ 未払の法人税、年金債務、その他政府に対する未払債務がないこと
- ⑦ シンガポール国内外を問わず、法的手続に関与していないこと

(2) 手続

会社はACRAにストライクオフの申請をします。

ACRAに申請がなされた場合、ACRAは、上記(1)の申請要件を充足する場合に申請を承認します。ACRAは、申請を承認すると、会社の登記上の住所、取締役・セクレタリーが居住する住所等に、ストライクオフの通知書を送付します。

通知書の日から30日以内に異議がない場合、ACRAは、60日以内に会社名を抹消する旨を官報に掲載します。

官報掲載から60日間に異議がない場合、ACRAは、官報に 会社名が登記から抹消される旨を掲載し、この官報の発行日 に会社は解散することになります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

▶ 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】